

北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和4年 月 日 告示

北 九 州 市

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		1, 036千人	984千人
市街化区域内人口		990千人	944千人
配分する人口		-	939千人
保留する人口		-	5千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	5千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

別紙のとおり

理 由 書

北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部の区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に当初の区域区分を都市計画決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに7回の定期見直しに加え、必要に応じて隨時に見直しを行い、計画的な市街化を図ってきたところである。

北九州都市計画マスターplanの物流拠点である新門司地区の北側エリアは、昭和55年から埋立てを開始して、全体の約197haのうち約181haが竣工済みである。

九州の最北端に位置し、高速道路にわずか5分で、アクセスできるロケーションであるため、九州だけにとどまらず、中国地方への最適物流が実現できる九州でも有数の物流団地となっている。

団地内には、西日本最大級のフェリーターミナルを擁し、神戸・大阪・東京・徳島に向けて1日5便の大型フェリーが就航している。さらに、令和3年7月1日には横須賀港との間にフェリーの新規就航が開始され、西日本における物流拠点として更なる物流関連企業の集積が期待されている地域である。

今回、臨港地区に指定する埋立地は、既に港湾計画において埠頭用地と港湾関連用地に位置づけられ、一部は埠頭用地の整備に併せて新規フェリーの旅客ターミナルの整備が完了しており、背後の港湾関連用地についても、早期の土地利用が求められている。

このように、港湾施設が整備され、港湾の管理運営に必要な地域であるため、市街化区域に編入するものである。